

石川県中央会 会報

No.3

目 次

トピックス

- ◆平成 15 年度 表彰式並びに第 48 回 中央会通常総会開催される 2
- ◆平成 15 年度 中央会事業について 4
- ◆中央会表彰式 受賞の方々 11

会員関係

- ◆春の叙勲・褒章受章の方々 14

中小企業関連ニュース

- ◆石川県制度金融の現在の利率について 15
- ◆県内各市の中小企業金融制度一覧 16

イベント情報

- ◆第 3 回 中央会女性部通常総会開催される 27
- ◆第 27 回 青年中央会通常総会、ビジネス(おしごと)交流会開催される 28

中央会からのお知らせ

- ◆平成 15 年度 中央会事務局体制 29
- ◆第 55 回 中小企業団体全国大会（東京都）のご案内 31
- ◆平成 15 年度 海外視察研修の実施について（お知らせ） 31
- ◆中央会電子認証サービスがスタートしました 32
- ◆計算書類の公開を支援します 33
- ◆個別専門相談室開催のご案内 33
- ◆平成 14 年度 県内新設組合紹介 34
- ◆平成 15 年度 中央会関係年間行事予定 35
- ◆中央会共済制度のご案内 36
- ◆中央会共済制度 30 周年キャンペーン実施中 38

平成 15 年度表彰式並びに 第 48 回 中央会通常総会開催される

本会の平成 15 年度表彰式並びに第 48 回通常総会が去る 5 月 28 日（水）の午後 3 時 30 分より石川県地場産業振興センター新館コンベンションホールにおいて挙行されました。

当日は、会員 439 名（委任状出席を含む）が出席し、来賓として石川県知事谷本正憲氏、石川市長会会長山出 保氏をはじめ、市、商工団体等の関係機関から多数が出席され、盛大にとり行われました。

総会は、五嶋中央会会長挨拶の後、大橋昌寛副会長が議長に選任され、第一号議案「平成 14 年度事業報告、収支決算、貸借対照表、損益計算書、財産目録、剰余金処分（案）並びに平成 14 年度特別会計事業報告及び収支決算承認の件」、第二号議案「平成 15 年度事業計画及び収支予算並びに特別会計事業計画及び収支予算決定の件」、第三号議案「平成 15 年度会員の会費賦課基準並びにその徴収方法決定の件」、第四号議案「平成 15 年度借入金残高最高限度額決定の件」、第五号議案「役員選任の件」の五議案が上程され、すべて原案どおり可決承認決定されました。

第 5 号議案の役員選任について、本会の役員は昨年 5 月 24 日開催の通常総会において改選され、その任期は平成 16 年 5 月 30 日迄となっており、本来、本年度は改選期ではありませんが、一部組合において理事長さんの交替があり、本会に対し変更の申し入れがあったため、今総会で下記の 5 名の方々が理事 4 名、監事 1 名として補充選任がなされました。

理事	石川県医薬品小売商業協同組合	新 政 幸
	金沢市旅館ホテル協同組合	阿 部 智 也
	石川県造園業協同組合	磯 野 進 吾
	金沢酒販協同組合	高 松 晃
監事	かしま商業開発協同組合	横 井 富 弘

総会に先立ち、中央会表彰式が挙行され、永年業界の振興発展に尽くされました役員並びに他の模範となる優良組合及び組合運営の礎となっている組合従業員にそれぞれ石川県知事表彰（優良組合 8 組合、組合功労者 27 名、優良専従職員 5 名）、石川県中央会会長表彰（優良組合 9 組合、組合功労者 59 名、優良専従職員 14 名）及び西川記念賞表彰（2 組合）が授与されました。



五嶋会長挨拶



総会風景

平成 15 年度中央会事業計画の概要は次のとおりです。

○基本方針

現下の中小企業を取り巻く環境は、内需の落ち込みに歯止めがかからず、雇用情勢も依然として厳しく、景気回復の糸口も見出せない状況にあり、デフレ基調が続く中、本年は昨年にも増した厳しい年になると予見されます。

又、昨年の倒産件数は戦後 2 番目の高水準を記録するなど景気停滞の度合いは強く、加えて米国等によるイラクに対する軍事行動の開始を契機とした世界同時不況の懸念も強まりつつあります。

デフレ経済を脱却し、真の景気を回復させるための適切な経済運営を果敢に推進することが喫緊の課題であります。不良債権処理を先送りするなど先行きの不透明感はますます強まっております。

こういう状況下、わが国経済の活力の源泉である中小企業は一部に元気な活力ある企業も見受けられるものの、大多数が危殆に瀕しており、真剣にもがき苦しみながら、事業の維持発展を目指して日夜懸命の努力を続けております。

中小企業と中小企業組合の活性化は焦眉の急となっておりますが、本年度においては創設の原点に立ち返り、会員団体にしっかりと軸足を置き、いかなるサービスを提供できるか、自らを省みながら、より高度な支援体制を構築し、中小企業の再生に向けて、これまで蓄積してきた組合をはじめとする中小企業連携組織という中小企業のネットワークを生かしつつ、既存事業の充実強化を図るとともに、以下の活動を重点として取り組んでいくものといたします。

○重点活動目標

1. 組合組織による多様な事業活動の展開
 - ①未組織中小企業の組織化推進
 - ②既存組合の活動強化への支援
 - ③社会的要請等新たな課題に取り組む商工組合の機能発揮と組織強化への支援
 - ④組合以外の多様な連携組織への支援
2. IT 化推進のための積極的支援の展開
 - ①組合による中小企業の IT 化促進に対する支援
 - ②中央会電子認証システムの普及促進
 - ③IT 化推進のための人材育成支援
3. 中小企業の経営革新及び創造的事業活動に対する支援
4. 組合等を活用した雇用・労働関連事業の推進
5. 循環型社会の構築・安全問題等社会的課題への対応に対する支援
6. 公益法人・中間法人・NPO 法人等の法人制度の見直し、組合から会社への組織変更など、法人の設立・再編に対する支援
7. 中小小売商業、サービス業の育成振興及び中心市街地活性化推進等街づくりの推進・支援
8. 中小卸売業の育成振興と中小企業物流効率化の推進・支援
9. 下請中小企業及び下請組合に対する支援
10. 官公需適格組合の発注機関の電子化への対応と受注機会確保の推進
11. 青年部並びに女性部活動の支援強化
12. 中小企業の国際交流の推進
13. 製造物責任 (PL) 制度対策の促進
14. 関係機関との連携・協力関係の強化
15. 中小企業施策の周知徹底及び中央会・組合活動の PR の推進
16. 商工中金等政府系中小企業 3 金融機関を軸とする中小企業の金融セーフティネット対策の充実強化のための運動の強化
17. 中小企業の総意を政策に反映させるための取り組みの強化
18. 巡回訪問による会員団体への積極的支援の強化
19. 「中央会 21 世紀ビジョン」の積極的展開

平成 15 年度 中央会事業について

本年度、中央会が実施する事業は次のとおりです。

○指定事業

(中小企業連携組織対策事業)

1. 組合等の指導事業

(1) 実地指導事業

①一般実地指導

組合等からの相談及び指導の依頼に対して、機動的に対応することにより組合運営の円滑化を図る。

②不振組合の実地指導

不振組合に対し、組合活動の活性化、健全化を図るための再建指導を行う。

(2) 窓口相談事業

組合の設立並びに組織、運営及び事業等に関する各種の問題について相談室を常設し相談に応ずる。

(3) 指導資料の作成整備

相談指導業務並びに組織化推進のための資料及び中央会事業活動のPRに関する資料を作成配布するとともに、組合等諸般の問題に関する資料の収集に努め組合等の利用に供する。

2. 県中央会が指導員等の資質の向上を図る事業

(1) 旅費・受講料

中小企業総合事業団が行う指導員研修等へ参加する。

(2) 特別資質向上費

指導員の指導内容向上のため、通信教育・外部研修へ参加する。

3. 中央会の備品取得等を図る事業

中央会業務に必要な情報機器等備品の整備を図る。

4. 地域産業実態調査事業

(1) 組合特定問題実態調査

①中小企業労働事情実態調査

県内の中小企業における労働事情を的確に把握するため実態を調査し、労働指導上の資料とする。

②組合青年部実態調査

企業が更なる発展を遂げるためには、斬新なアイデアや行動力ある後継者の活躍が必要不可欠となっている。こうした状況に鑑み、会員組合における青年部の実態を把握し、今後の支援策の基礎資料とする。

(2) 多角的連携指導強化事業

従来の組合設立のみならず、共同出資会社、任意グループ等多様な中小企業のネットワーク形成を視野に入れた連携組織支援を図るため、指導マニュアルの策定や試験的指導事例の蓄積による当該組織のニーズ等を踏まえた指導ツールの開発研究等を実施する。

(3) 創業支援アライアンス事業

新規創業者等の情報を県下広く収集し、それぞれが抱える課題に対して専門家を交えながら解決し、創業型グループ又は企業組合等の組織化を図る。

(4) 組合特定問題研究会

①懇談会の開催

地域別又は業種別組合を対象に組合運営、組織化、近代化、サービス業、商店街、下請、商工組合、地域活性化、伝統産業等に関する懇談会を開催し、組合等が抱える問題点を研究する。

②研究会の開催

中小企業者、組合役職員を対象に労働問題、業種別活性化、組織活性化、組合事務等合理化及び組合人材養成、品質・技術向上、組織変更等をテーマにして、専門家講師による研

修会を開催する。

(5) 中小企業景況調査事業

組合役職員に調査を依頼し、地域、業種、規模別等の中小企業の景況並びに経済動向について定期的に収集、集計分析し中小企業施策及び企業経営の資料として活用する。

5. 中小企業活路開拓調査・実現化事業

(1) 組合等助成事業

① 中小企業イメージ改善促進対策事業

中小企業における労働条件のイメージを改善促進するため、組合を中心として行う調査研究・指導事業、具体化試験事業、公開事業等を行うための経費を助成する。

② 活路開拓ビジョン調査事業（一般枠）

経済的社会的環境の変化に対応するため、組合が中心となって共同で新たな活路の開拓を図るために調査研究を実施し、組合及び組合員の事業に関する将来ビジョンを策定する経費を助成する。

③ 活路開拓ビジョン実現化事業（品質向上枠）

組合のビジョンに基づき、その実現化を図ることにより組合員事業の新たな発展と組合組織の強化を図ることが可能となった組合に対し、試作実験・試供等の経費を助成する。

6. 組合等への情報提供事業

(1) 組合活性化情報提供事業

組合運営の活発化、活性化を図るため、国・県の各種施策、組合運営の事例、景況等の情報を組合や組合員に提供する。

(2) 資料収集加工事業

新技術開発、情報化への対応等の組合が行う効果的な共同事業に関して先進的組合の事例を調査研究し、資料化する。

7. 中央会指導員等研究会開催事業

指導事業に関する知識・能力の向上を図るための東海・北陸ブロック指導員研究会への参加並びに中央における連携組織支援研究会

に参加する。

8. 組合指導情報整備事業

中央会が的確かつ迅速に指導業務を遂行するため、コンピュータを活用して各種情報を体系的に整備・蓄積する。

9. 組合情報化推進研修事業

経済・社会の急速な情報化の進展に伴い、組合及び組合員の情報化を一層促進するためにパソコン実技に関する研修を実施し、組合及び組合員の情報化の推進を図る。

10. 官公需資料作成普及事業

中小企業に対する官公需に関する発注情報及び落札状況等の情報を収集、資料として作成し、関係組合へ提供する。

11. 中小企業団体情報連絡員の設置事業

中小企業及び業界の動向・問題点等を的確に把握するため各業種又は地域組合の役職員を連絡員に委嘱し、情報又は要望等を収集し関係機関等へ提供する。

12. 組合情報ネットワーク化事業

組合情報ネットワークに関する企画調査事業を終了しており、実際にネットワーク化に取り組むことを決定している組合を対象に、当該ネットワークシステム設計に必要な費用について助成する。

13. 中央会間情報ネットワーク運営事業

情報技術の急速な進展に伴い、これまで各種の事業を実施してきたが、高度情報化時代に対応するため、組合等からの多様なニーズに的確に対応することにより中央会の組合等に対する指導機能を強化するため、各中央会間及び各指導員間に分散された指導情報を共有するとともに迅速な情報処理を可能とする情報ネットワークを構築する。

14. 中小企業情報創造発信強化支援事業

業界情報の結節点である組合が個別中小企業及び業界等の情報を収集し、これを中央会自体の有する情報と併せて業種別・地域別に分類された中小企業データとして、インターネットを通じ全国に公開することにより、中小企業の情報発信機能を強化し、企業間の出会いの機会拡大を図る。又、組合が計画するホームページの作成について、その作成費用の一部を補助する。

(中小企業経営資源強化対策事業)

1. 中小企業連携組織支援事業

(1) 個別専門指導事業

中小企業が正確な経営情報を獲得し適切な経営判断を行っていくことを支援するため、組合、中小企業の任意グループ、共同出資会社及び公益法人を対象とし、専門家を活用して高度な指導ニーズに対応する事業等の個別相談に応ずる。

(2) 多角的連携組織指導事業

新商品開発等を行う中小企業グループに対し、専門家を派遣、組織の潜在的ニーズの掘り起こし及び開発成功事例の普及啓発に努める。

(3) 組合情報化現地指導事業

組合の情報ネットワーク化に意欲的に取組もうとする組合等に対し、直接現地に出向き専門家による指導を行う。

(4) 組織化集中指導事業

組合、任意グループ及び共同出資会社等を対象に専門家を継続・集中的に組織化、組合運営の活性化を図るため、特定分野、融合化、地域産業おこし、エネルギー環境等の集中指導に関するテーマについて実施する。

(5) 講習会開催事業

①組合管理者等講習会の開催

組合等の組織及び運営並びに経済情勢等に関して組合役職員の啓蒙と理解の増進を図る

ための講習会を行う。

②青年部講習会の開催

組合青年部及び青年経営者を対象に講習会を開催し、青年経営者の組織化促進と組合活動の拡充強化を図る。

③青年部研究会の開催

組合青年部の活動を促進するため研究会を開催する。

2. 中小企業連携組織調査開発等支援事業

(1) 組合マーケティング強化対策事業

中小企業者が需要の多様化等に迅速かつ適切に対応した事業活動を行うため、組合が行う需要動向把握のためのマーケティング事業に対して助成する。

(2) 組合情報化促進企画調査事業

中小企業者が組合を基盤として情報ネットワーク化を企画しようとする場合、その手法・手順等を検討、模索し先進事例を研究するなど、ネットワーク化のための企画、調査等の事業を実施する組合に対して助成する。

(3) 多角的連携組織開発支援事業

新商品等の開発を目的として、中小企業が交流、連携を経て任意グループを形成する場合、さらに共同で研究開発に着手する前に、初期段階の開発指針の策定や実効性の調査、スキームの設計等に対し、経費を支援する。

(4) 組合自主研修への助成事業

中小企業が経済環境の変化等に適切に対応していくためには有能な人材を養成することが必要不可欠であり、組合が行う研修事業に対して経費を助成する。

3. 中小企業連携組織交流促進事業

(1) 組合青年部活動推進事業

①地区別交流会の開催

組合青年部活動の啓蒙普及と組合青年部の組織化を促進するため懇談会を開催する。

②県大会の開催

組合青年部、未設置組合の青年経営者及び

後継者が一同に会し、青年部活動の成果発表、意見交換を通じて組合青年部間の相互啓発と連携強化を図るため県大会を開催する。

③地域別経験交流会の開催

青年部間の相互啓発と連携強化並びに異業種交流による組合事業の新展開に資するため地域別に交流会を開催する。

○特定指導事業

(全国中小企業団体中央会補助事業)

1. 小企業者組織化指導

(1) 小企業者組織化特別指導

小企業者組合及び小企業者を対象に組織制度、事業、経営等につき実地指導相談等を行うと共に実態を把握し、対応策の検討を行う。

(2) 小企業者組織化特別研究会への参加

(3) 小企業者組織化特別講習会の開催

小企業者組合の役職員及び小企業者を対象に組織制度、事業、経営等の講習会を開催する。

(4) 組合研究集会に対する助成

小企業者組合が行う組織強化、運営の向上、事業の発展向上のための組合研究集会に対して助成する。

(5) モデル組合の指定及び助成

小企業者組合のうち、他の模範となる組合をモデル組合に指定すると共に、教育情報提供事業及び他の小企業者組合に対する成果普及事業に対し助成する。

2. 官公需受注対策事業

中小企業者が抱えている官公需受注の問題点を掘り起こし、発注者の協力を得て、その個別、具体的解決策をさぐり発注の拡大に資する。

3. 調査研究事業

特定指導事業推進及び成果向上のための調査研究を行う。

○中小企業団体等指導事業

1. 組織化支援事業

(1) 組合設立支援

組合等の設立にあたり、組織化の意義、法、制度、運営方法等について十分な理解を得るため、関係機関との連携を図りつつ支援体制の強化を図る。又、必要な資料の整備を行う。

(2) 組合運営支援

組合の組織、運営、管理等に関する諸問題の相談について、迅速に対応し早期に解決を図るため、支援体制の拡充強化を図る。

(3) 小規模組合、産地組合振興対策

地域経済社会において小規模組合、産地組合は重要な役割を担っており、これら組合の活性化は地域振興に不可欠である。このためこれら組合の健全な育成を図るため、きめ細かな支援に努める。

又、小規模組合に対しては、運営が軌道に乗る間、継続支援が必要であり、これの強化に努める。

(4) 地域中小商業対策

景気の低迷、消費者ニーズの多様化、大型店の進出等に伴う商業環境の変化に対応するため、商店街、業界単位で取り組む組合に対し研究会、情報提供等を通じ支援する。

2. 組合等支援強化事業

(1) 制度金融普及

中小企業、組合等の財政基盤確立のため各種金融制度、保証制度等の有効活用が重要であり、これら制度の普及を図る。

(2) 高度化推進事業

高度化及び経営革新事業の計画組合等に対して専門家を活用し、関係機関と連絡調整をとりながら、その内容等について調査研究し、効果的な事業実施を支援する。

又、高度化事業をすでに実施している組合に対し、その運営状況等の実態を調査するとともに、円滑な運営を確保するための支援を

行う。

(3) 組合等交流促進事業

地域内組合及び異業種間の交流を通じて、組合が抱える諸問題や地域振興対策等について情報の交換を行うことにより、新商品、新市場の開拓と組合代表者の人的交流の拡大を図る。

3. 情報提供事業

中小企業や組合等の運営に必要な各種情報を、行政庁、業界団体、研究機関等より収集整理し、情報誌として随時発行する。

4. 調査研究事業

(1) 組合実態調査

中小企業関係組合の実態を把握し、今後の組合支援と組織化を促進するため調査を実施し団体名簿を作成する。

(2) 中小企業便覧の作成

各種の制度金融、保証制度及び政府系金融機関等に関する知識の普及を図るための手引書を作成し、配布する。

の事業内容を調査・指導し研究会等を実施、その円滑化を図る。

(3) 金融支援事業

①商工中金並びに政府系金融機関との連絡を密にし、組合並びに組合員の金融の円滑化を図る。

②各種金融制度並びに保証制度の周知を図るため、資料の作成・普及、懇談会及び実務研修会等を開催する。

(4) 労働支援事業

組合並びに組合員の労働環境の改善を図るべく、現地での指導強化と共に、労確法をはじめ労働関係諸制度の周知に努める。

(5) 経営改善支援事業

組合及び組合員企業が経営環境の変化に適時適切に対応し活性化するための定期及び移動相談窓口を設置、専門家又は指導員による集中的アドバイスを実施する。又、関係資料等の整備も併せ行う。

(6) 共済制度推進事業

中小企業倒産防止共済制度を始めとする各種共済制度の普及と加入促進を図り、中小企業経営の安定を図る。又、倒産防止共済復託団体の育成強化を図る。

○協同組合等強化事業

1. 組織支援事業

(1) 組織化強化事業

①業界及び地域経済の現況並びに今後の動向等を把握すると共に、随時、関係機関との連絡調整を図る。

②中小企業関係組合制度の普及と組織化の意義、必要性を周知徹底させると共に全般的な支援を行う。

③既設組合の体質強化と運営の円滑化を図るため、各種相談に応ずる。

(2) 近代化促進事業

①業界及び地域経済を把握すると共に、随時、関係諸機関と協議、研究会を開催し、その調整を図る。

②近代化諸制度の周知を図ると共に計画組合

2. 人材養成事業

組合役職員を対象に経済・社会・労働等に関する研修会を開催する他、組合が行う講習会、研修会等に対し、講師を斡旋、資料を配布し、その内容の充実を図る。又、組合役職員及び中央会職員が先進事例を視察研修することにより、業界育成と指導員の資質の向上を図る。

3. 調査研究事業

(1) 調査事業

中小企業及び組合の健全な発展のため必要な事項について調査を実施、必要に応じ研究会を開催する。

(2) 資料刊行事業

中小企業関係の各種情報を収集、又は加工

し、会報及び資料等として発行する。

4. 振興事業

(1) 中小企業振興事業

- ①組合業務の啓蒙等を行うため地域代表者との懇談会を開催する。
- ②優良組合、組合功労者等の表彰を行うことにより意識の高揚を図る。
- ③中小企業施策拡充のため全国大会及び全国会議へ参加する。

(2) 企画調整事業

組合の安定的発展を図るため、業種あるいは目的別の委員会を設置、研究討議を行う。

(3) 厚生事業

組合及び組合員企業に従事する従業員の福利向上のため各種厚生事業を行う。

5. 組合等経営戦略相談支援事業

経済社会の国際化、高度情報化、技術革新、高齢化の進展に伴い、中小企業を取り巻く環境はますます厳しさを増しているが、こうした環境変化に対応し、経営革新、創業の推進、活路開拓、組織の活性化を図るため、各種の情報収集に努めるとともに組合等に対して、中央会役職員等による経営戦略相談・支援事業を行う。

6. 業務管理費

中央会が、情報社会に対応した組合等の総合的支援機関として、十分その機能を発揮するための事業基盤の充実を図る。

7. 組合青年部強化支援事業

青年中央会では、青年部間の交流事業及び研修事業等により自己研鑽と能力開発に努めているが、今後、県産業界の中核を担うためには、これまで以上に経営能力向上のための取り組みが必要であり次の事業を実施する。

(1) 青年経営者能力強化事業

各青年部の実態について必要の都度種々調

査を行い、組合青年経営者の更なる資質の向上と経営能力の開発を図ることを目的に、研究会等を開催する。

(2) 青年部連携強化事業

各青年部間の交流を促進し、相互が抱えている業界の問題点や経験等について意見交換を行い、その問題解決を図ることを目的に、グループ懇談会を開催する。その結果によっては、新分野進出、新製品開発等の研究会を開催する。又、他県の青年部との交流を推進する。

8. 協同組合国際化推進事業

中小企業の国際化を推進するため、海外投資についての情報を組合等を通して提供するとともに、その知識、ノウハウを研究会の開催、専門家の派遣、現地調査の協力等を通して指導する。又、中小流通業者が海外商品の調達力の強化、輸入の円滑化を図るには共同で取り組むことが効果的であり、その体制作りについても支援する。あわせて外国人研修生の受入れを希望する組合に対し、受入れのための情報、問題点等を事例を含めて提供するとともに、必要に応じ現地調査を実施する。

9. 環境適応対策事業

近年、産業廃棄物の適正処理と資源リサイクルが大きな問題となっていることから、組合を通じてその実態調査を行うとともに、関係法令の周知徹底を図り、その意識高揚を行う。又、業種単位、地域単位でのリサイクル事業についての研究会の開催、先進地事例調査を行う。

10. 組合女性部強化支援事業

激変する中小企業経営環境の中、各業界において女性の活躍は必要不可欠であることから、女性中央会では組合女性部の設置を推進し、女性部間の連携交流並びに研修を通じた

自己研鑽を強力に支援することにより、それぞれの組織の活性化を図るべく、次の事業を実施する。

(1) 女性経営者能力開発事業

組合女性部の結成、活性化を推進するためには、リーダーとなる女性経営者の育成が肝要であることから、女性経営者を対象とした研究会・研修会を開催する。

(2) 組合女性部連携強化事業

組合女性部間の連携交流を促進し、その活動内容並びに相互の抱える問題等について意見交換を行うなど、相互啓発と連携強化を図るため実施する。

(3) 組合女性部啓蒙推進事業

組合女性部の啓蒙普及と組織化を促進するために、各種参考資料を作成提供するとともに、地域別の懇談会を開催する。

11. 中小企業産業別新世紀支援指針策定事業

中小企業経営環境は、技術革新、急速な情報化並びに国際化の進展、環境・エネルギー問題への対応策等大きく変化しており、幾多の課題が山積する中、国においては中小企業基本法の大幅な改正、施策の見直しが行われ、中小企業並びに組合では新世紀を迎え、早急な対応が求められている。この様な状況に鑑み、21世紀に向けての新たな連携策並びに支援策について専門家を交え業種別に検討、指針として策定し、中小企業及び組合の経営革新、創業等への支援機能の強化を図る。

○協同組合等活動状況実態調査事業

本事業は、石川県の委託を受け、個々の組合の活動内容や施策ニーズに対する調査を行い、時代のニーズに合った支援が出来る体制を整備し、又、協同組合等の基礎情報をデータベース化するものである。

○地域求職活動援助事業

経済情勢が引き続き悪化している中、雇用情勢については完全失業率が過去最高の5%を記録するなど、依然として厳しい状況にあり、求職者数が増え続ける一方、求人数は全体として減少傾向にある。その反面、職業能力の不一致、情報の不完全、求職者の企業選好等、自社の周知を図る機会が少ない中小企業は、誤ったイメージを持たれていることが少なくない。地場企業の活力を維持し、その中核をなす中小企業がそれぞれ成長発展する為には、新規学校卒業者、又、即戦力として期待できる離職者及び転職希望者等の幅広い求職者の中から、企業の求める能力・有資格者等の優秀な人材を適時適切に雇用し、企業活動の活性化の中に活かしてゆくことが最重要課題である。こうしたことから、県内の実情に配慮しながら、組合、県・各市町村並びに関係機関のネットワークを活用することにより、新たな雇用機会の確保に資することを目的に合同企業説明会の開催及び求人情報誌を作成するものである。又、併せて国・県等の労働関係施策活用の推進を行う。

中央会表彰式 受賞の方々

平成15年度中央会表彰式にて表彰されました、優良組合・組合功労者・優良専従職員の方々です。おめでとうございます。今後、益々のご活躍をお祈り申し上げます。

石川県知事表彰

《 優良組合 》

(組合名)

金沢漆器商工業協同組合
石川県廃棄物事業協同組合
根上町中央商業協同組合
山代温泉鍼灸マッサージ師協同組合

(組合名)

北陸電設資材卸業協同組合
小松市学校給食青果納入協同組合
珠洲建設業協同組合
石川県花商事業協同組合
(組合設立年次順)

《 組合功労者 》

(氏名)

茶平良雄 輪島漆器商工業協同組合
梶原泰庸 輪島漆器商工業協同組合
西紀幸 小松織物工業協同組合
多川直信 北陸鉄工協同組合
秋田力 石川県電気工事工業組合
寺沢昭勝 石川県電気工事工業組合
深山勇二 石川県自転車軽自動車事業協同組合
松田幸雄 金沢魚商業協同組合
田村清健 石川県撚糸工業組合
藪内敬一 加賀市撚糸協同組合
森政一 加賀市撚糸協同組合
有川和孝 石川県プレス工業協同組合
鈴木睦雄 住吉工業協同組合
横山一彌 中部編レース工業協同組合

(組合名)

(氏名)

東文太郎 九谷焼販売協同組合
竹山雅万 石川県紙器工業組合
中西紀夫 石川県板金工業組合
飛鳥井久尾 石川県自動車電装品整備商工組合
岡田利昭 協同組合小松問屋センター
北田吉伸 美川町建設業協同組合
神谷邦明 石川県テントシート工業組合
東井宏 能登生コンクリート協同組合
宮下正博 能登生コンクリート協同組合
森裕一 能登生コンクリート協同組合
若松一郎 石川県機器板金協同組合
松井明憲 北陸電設資材卸業協同組合
水野康彦 石川県表具内装協同組合
(組合設立年次順)

(組合名)

《 優良専従職員 》

(氏名)

寺中洋子 金沢魚商業協同組合
山田加代子 金沢市青果食品商業協同組合
桐葉公司 能登生コンクリート協同組合

(組合名)

(氏名)

泉寄利恵子 能登生コンクリート協同組合
川渕ゆきえ 能登生コンクリート協同組合
(組合設立年次順)

(組合名)

西川記念賞表彰

《 優良組合 》

(組合名)
 金沢市クリーニング協同組合
 金沢中央水産物卸協同組合
 (組合設立年次順)

西川記念賞表彰の沿革

昭和31年5月、故西川外吉氏より本会へのご厚志を基とし、ご寄贈の趣旨を体して、永くこれを記念して、中小企業の振興発展に多大の業績のあった団体または個人を表彰している。

石川県中小企業団体中央会会長表彰

《 優良組合 》

(組合名)
 加賀織維協同組合
 金沢急便協同組合
 企業組合金沢中高年雇用福祉事業団
 宇ノ気七塚商業協同組合
 石川県医師協同組合

(組合名)
 石川県いか釣生産直販協同組合
 河北郡環境整備事業協同組合
 協同組合日本ビジネスロードセンター
 能登石材販売事業協同組合
 (組合設立年次順)

《 組合功労者 》

(氏名)	(組合名)
中口哲夫	平和センター協同組合
木村丹二	北陸鉄工協同組合
上村彌壽男	石川県電気工事工業組合
柿木淳一	石川県電気工事工業組合
鈴木満	石川県管工事協同組合
笠間正夫	石川県箔商工業協同組合
北川弘	金沢魚商業協同組合
今村義武	金沢魚商業協同組合
勝田政男	金沢魚商業協同組合
野村幸宏	石川県石油販売協同組合
多田慎一	金沢市特産品協同組合
東誠喜	石川県第三機器協同組合
越森勝治	石川県漁網工業協同組合
田中和郎	美川機械工業協同組合
北川禎	美川機械工業協同組合
西方重一	美川機械工業協同組合
水野豊彦	金沢建具協同組合

(氏名)	(組合名)
庄田正従	金沢建具協同組合
水本洋平	石川県理容生活衛生同業組合
川端知秋	加賀市撚糸協同組合
住泰守	金沢市旅館ホテル協同組合
鈴木謙治	金沢市旅館ホテル協同組合
橋本博之	金沢市旅館ホテル協同組合
大村久幸	金沢市青果食品商業協同組合
白坂龍吉	石川県豊商工組合
東良則	石川県織マーク工業協同組合
藤島雅博	石川県織マーク工業協同組合
住田良賢	石川県九谷陶磁器商工業協同組合連合会
右近義治	金沢市建築板金協同組合
杉野勇	金沢個人タクシー協同組合
四尾章	堅町商店街振興組合
西谷憲三	協同組合金沢問屋センター
小川甚次郎	協同組合金沢問屋センター
按察正敏	加賀江沼建設業協同組合

(氏名)	(組合名)
吉村 一	近江町市場商店街振興組合
大友 章司	近江町市場商店街振興組合
酒井 一	石川県移動商業協同組合
古田 芳武	石川県移動商業協同組合
山下 広晃	九谷焼販売協同組合
小林 芳郎	石川県鉄屑加工処理工業協同組合
芳賀 孝好	石川県鉄工団地協同組合
幅田 優	示野機器工業団地協同組合
宮下 勝義	金沢貨物運送協同組合
渡辺 輝昭	金沢貨物運送協同組合
多葉田 茂	石川県プラスチック成形加工工業協同組合
萬谷 交平	石川県板金工業組合
高橋 徹	尾張町商店街振興組合

(氏名)	(組合名)
大西 俊郎	北陸建設業協同組合
濱田 友衛	鶴来建設工業協同組合
奥田 慶三	松任市建設業協同組合
深田 嘉六	奥能登輸送協同組合
水口 順子	北陸電設資材卸業協同組合
木田 博之	小松市学校給食青果納入協同組合
鳥崎 祐弘	小松市学校給食青果納入協同組合
八田 次郎	石川県シーリング工事協同組合
大森 幸吉	石川県防水事業協同組合
八田 斉康	石川県製本工業組合
高木 良一	協同組合石川県経営事務サービスセンター
紺谷 和夫	協同組合 アイテック

(組合設立年次順)

《 優良専従職員 》

(氏名)	(組合名)
吉金 広美	輪島漆器商工業協同組合
坂尻 千津子	輪島漆器商工業協同組合
上地 紀美子	石川県第三機器協同組合
奥村 美恵子	石川県美容業生活衛生同業組合
三田 幸子	石川県美容業生活衛生同業組合
高谷 久美子	金沢個人タクシー協同組合
利岡 光彦	ウイング北陸総合衣料商業協同組合

(氏名)	(組合名)
角井 輝昭	ウイング北陸総合衣料商業協同組合
河本 恵子	小松管工事協同組合
石田 和子	九谷焼販売協同組合
山本 良子	石川県自動車整備商工組合
南 義雄	鶴来建設工業協同組合
伏見 洋一郎	石川県生コンクリート工業組合
西山 真智子	協同組合石川県経営事務サービスセンター

(組合設立年次順)

受賞おめでとうございます



春の叙勲・褒章受章の方々（会員関係）

平成15年春の叙勲・褒章受章者が決定され、本会会員関係では、次の方々はその榮譽に輝かれております。心からお喜び申し上げます。今後のさらなるご活躍をお祈り申し上げます。

勲五等双光旭日章

上出 兼太郎（74歳）

功績：中小企業振興功労

主要経歴

元 石川県九谷陶磁器商工業協同組合連合会 理事長

現住所：能美郡寺井町寺井ナ165

勲五等瑞宝章

伊井 嘉信（70歳）

功績：建設業振興功労

主要経歴

現 石川県総合建設業協同組合 理事

現住所：金沢市光が丘1-32

勲六等単光旭日賞

松原 輝（70歳）

功績：職業訓練功労

主要経歴

元 石川県造園業協同組合 理事長

現住所：金沢市田中町い8

黄綬褒章

遠藤 潔（70歳）

功績：業務精励（木製建具製造業）

主要経歴

元 田鶴浜建具工業協同組合 理事長

現住所：鹿島郡田鶴浜町田鶴浜ト202

黄綬褒章

岡田 修（67歳）

功績：業務精励（建設業）

主要経歴

元 石川県総合建設業協同組合 理事

元 金沢建設業協同組合 理事

現住所：金沢市長土堀1-1-1

根布 信一（79歳）

功績：業務精励（造園業）

主要経歴

元 石川県造園業協同組合 理事長

現住所：金沢市三ツ屋町口68-1

藍綬褒賞

西井 十六勝（61歳）

功績：環境衛生功労

主要経歴

現 石川県美容業生活衛生同業組合 理事長

現住所：金沢市粟崎町ワ123-1

村田 信親（68歳）

功績：中小企業振興功労

主要経歴

現 石川県プレス工業協同組合 理事長

現住所：金沢市進和町29-1

石川県制度金融の現在の利率について

石川県制度金融の平成 15 年 4 月 1 日現在の利率について、お知らせいたします。

融 資 名		利率(年)	信用保証	
経営革新等支援融資		1.50%	任意	有担保 0.91% 無担保 0.94%
情報技術活用支援融資	〈1〉経営革新分	1.30%	任意	有担保 0.91%
	〈2〉一般分	1.50%	〃	無担保 0.94%
地域商工業活性化融資 (信用保証付きの場合 は利率0.5%軽減)	〈1〉一般分	1.70%	任意	有担保 1.01% 無担保 1.04%
	〈2〉アクセス分	1.60%	〃	
	〈3〉モノづくり再生支援分	1.50%	〃	
	〈4〉商業振興分	1.50%	〃	
	〈5〉企業活性化支援分	1.70%	〃	
事業転換支援融資		1.50%	任意	有担保 1.01% 無担保 1.04%
創業者支援融資	〈1〉一般・特別分	1.60%	必須	有担保 1.01%
	〈2〉中高年齢者創業支援分	1.30%	〃	無担保 1.04%
ゆとり創造・女性雇用 促進融資	〈1〉労働時間短縮	1.70%	任意	有担保 1.25%
	〈2〉女性雇用促進	1.60%	〃	無担保 1.35%
経営安定特別対策融資		1.00%	必須	有担保 0.91% 無担保 0.94%
緊急経営支援融資 (信用保証付きは0.5%軽減)		1.50%	任意	有担保 0.71% 無担保 0.74%
連鎖倒産防止・災害対策融資		1.50%	任意	有担保 0.91% 無担保 0.94%
金融円滑化特別融資		1.60%	必須	0.7%
資金繰り支援融資		1.75%	必須	0.8%
小口融資	〈1〉事業資金	1.60%	必須	有担保 0.71% 無担保 0.74%
	〈2〉季節資金	1.65%	任意	有担保 0.91% 無担保 0.94%
企業立地促進融資		1.50%	任意	有担保 0.91% 無担保 0.94%
観光施設整備資金		1.70%	任意	有担保 1.25% 無担保 1.35%
民宿整備資金		1.50%	任意	有担保 1.25% 無担保 1.35%
勤労者育児・介護休業融資		1.10%	必須	0.18%
バリアフリー施設整備促進融資 バリアフリー住宅リフォーム資金		1.00%	任意	有担保 0.91%
		1.50%	—	無担保 0.94%
環境保全資金 一般、特利分		1.50%	任意	有担保 0.91% 無担保 0.94%
産業廃棄物処理施設整備資金		1.50%	任意	有担保 0.91% 無担保 0.94%

県内各市の中小企業金融制度一覧

- ・ 金沢市中小企業金融制度一覧
- ・ 小松市中小企業金融制度一覧
- ・ 加賀市中小企業金融制度一覧
- ・ 松任市中小企業金融制度一覧
- ・ 羽咋市中小企業金融制度一覧
- ・ 七尾市中小企業金融制度一覧
- ・ 輪島市中小企業金融制度一覧
- ・ 珠洲市中小企業金融制度一覧

金沢市中小企業金融制度一覧表

平成 15 年 4 月 1 日現在

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

制度名	ご融資対象事業等	融 資 内 容							ご融資申込・受付先			
		ご融資対象者	ご融資額限度 (千円)	ご返済期間	返済方法	利率	担保・連帯保証人	取扱金融機関等				
産業振興資金	一般分	店舗、事務所、その他の事業所、従業員のための福利厚生施設の新設および増設ならびに機械設備その他の関連設備の設置の事業	中小企業者 および組合	1事業 100,000 (総事業費の3/4以内)	13年以内 土地付15年以内 (ほかに1年以内据置)	元金均等 償 還	低 利 固定金利 ※融資実 行時点の 利率適用	金融機関の定 めるところに よります	商 工 中 金 鶴 来 信 用 金 庫 北 國 銀 行 能 登 信 用 金 庫 北 陸 銀 行 石 動 信 用 金 庫 福 井 銀 行 福 光 信 用 金 庫 富 山 第 一 銀 行 金 沢 中 央 信 用 組 合 福 邦 銀 行 大 野 信 用 組 合 金 沢 信 用 金 庫 石 川 県 医 師 信 用 組 合 共 栄 信 用 金 庫 三 井 住 友 銀 行 北 陸 信 用 金 庫 み ず ほ 銀 行 興 能 信 用 金 庫	随 時 金 沢 市 商 業 振 興 課 TEL (220) 2204		
	特別分	ホテル、旅館、料亭および共同施設の新設および増設ならびに機械設備その他の関連設備の設置の事業	中小企業者 および組合	1事業 100,000 特に必要と認められる場合は 200,000 (同上)	13年以内 土地付15年以内 (同上)							
	公害防除施設資金	事業所から発生する公害を防除するための施設の設置の事業	中小企業者	1事業 100,000 (総事業費の9/10以内)	10年以内 (同上)					同上	同上	同上
特定設備資金	企業立地促進資金	特定事業所、先端技術工場および特定地区内の工場の新設、増設または取得の事業	企 業 者 (製造業など)	1事業 500,000 (総事業費の3/4以内)	15年以内 (ほかに1年以内据置)	元金均等 償 還	同 上	金融機関の定 めるところに よります	産業振興資金に同じ (石川県医師信用組合を除く)	随 時 金 沢 市 商 業 振 興 課 TEL (220) 2204		
	中心市街地活性化事業 資 金	中心市街地への出店および市街地再開発ビルへの出店のために必要な事業	事業認定を受けた 中小企業者および組合 (小売業、一般飲食店など)	1事業 100,000	13年以内 土地付15年以内 (同上)				産業振興資金に同じ			
	中小企業情報化推進資金	企業の情報化に必要な事業	事業認定を受けた 中小企業者および組合	1企業 20,000 1組合	10年以内 (1年以内据置含む)				産業振興資金に同じ (石川県医師信用組合を除く)			
	伝統産業工房等整備資金	伝統工芸品の製作作業所の新築、改築(改装を含む)および増築ならびに機械設備の設置の事業	伝統産業従事者	1事業 20,000 (総事業費の3/4以内)	10年以内 (同上)				産業振興資金に同じ (石川県医師信用組合を除く)			
	機械工業構造改善事業貸付金 (機械貸与)	市内の中小企業を中心に鉄工業界の構造改善を図る	中小企業者	1企業 60,000 (特) 80,000	7年以内 (同上)	貸付の翌年度 から均等償還	無担保・2名以上 (完済後に機械の 所有権移転)	石川県鉄工機電協会	鉄工機電協会 TEL (268) 0121			
経営安定資金	中小企業振興特別資金	長期事業資金を融資し、経営の安定を図る	中小企業者 および組合	1企業 40,000 1組合	7年以内 (2年以内据置含む)	元金均等 償 還	同 上	金融機関の定 めるところに よります	産業振興資金に同じ	随 時 取 扱 金 融 機 関		
	緊急経営安定特別資金 (セーフティネット資金)	経営安定関連保証(信用保険法第2条第3項第1~8号)の信用保証を受けて、経営の安定を図る	経営安定関連保証 (1~8号)の信用保証を 受ける中小企業者 および組合	1企業 50,000 1組合	運 転 5 年 以 内 (1年以内据置含む) 設 備 7 年 以 内 (1年以内据置含む)							
	中小企業創業者支援資金	創業のため若しくは、創業後経営の安定に必要な事業資金	創業を図り又は 創業して1年未満の 中小企業者	1企業 20,000	6年以内 (6ヵ月以内据置含む)							
	季 節 資 金	季節的資金需要に対する融資の円滑化を図る	中小企業者 および組合	1企業 6,000 1組合 10,000	6ヵ月以内						分割また は一括	同上
	追認小口事業資金	小規模事業者の融資の円滑化および迅速化を促進するため追認保証により融資する	従業員40名以内 (商業サービス業10名以内) の中小企業者	1企業 15,000	運 転 5 年 以 内 (1年以内据置含む) 設 備 7 年 以 内 (1年以内据置含む)					元金均等 償 還	無担保・1名以上 (信用保証必須)	産業振興資金に同じ(ほか 朝銀中部信用組合)

中小企業金融センター

小松市中小企業金融制度一覧表（その1）

平成15年6月1日現在

	制度名	融資対象	資金使途	融資条件					取扱金融機関等	融資申込先	所轄課	
				限度額(千円)	期間(内据置期間)	利率(年)%	担保	保証人				
経営安定支援	中小企業緊急支援資金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	運転資金	20,000	6年以内(6ヵ月以内)	1.50	金融機関所定の扱い		北陸銀行 北陸銀行 富山第一銀行 福井銀行 北陸信用金庫 金沢信用金庫 鶴来信用金庫 商工組合中央金庫	市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課	
	中小企業振興資金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	設備資金	40,000	7年以内(6ヵ月以内)	1.60				市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課	
	中小企業季節資金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	夏季、年末の運転資金	5,000	6ヵ月以内	1.65				取扱金融機関 6月15日～8月31日(夏季) 11月1日～12月末日(年末)	商工振興課	
新規立地支援	中小企業立地促進資金	市内で工場等の新・増設を行う中小企業者(一部市外中小企業者の立地も可)	設備資金	100,000 (投資額の3分の2以内)	土地建物 10年以内(1年以内) 機械設備 7年以内(1年以内)	1.55			市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課		
起業支援	起業家支援資金	市内で新たに事業を開始しようとする者(開業後1年未満の者を含む)	事業資金	7,000	6年以内(6ヵ月以内)	1.50	信用保証協会所定の扱い	1名以上(法人の場合は代表者を含め2名以上)	市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課		
組合支援	組合体質資金	市内で1年以上経済事業を行っている組合及び組合員	事業資金	共同 転貸 50,000 10,000	運転 5年以内(6ヵ月以内) 設備 7年以内(6ヵ月以内)	1.60	金融機関所定の扱い		取扱金融機関	商工振興課		
	高度化事業助成資金	中小企業総合事業団の資金助成の対象となった高度化事業を行う組合	設備資金	100,000 (総事業費-中小企業総合事業団及び県融資額)の80%以内	10年以内(6ヵ月以内)	1.60	金融機関所定の扱い	組合の役員	市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課		
特定目的事業支援	公共事業推進商店街振興資金	公共事業工事で影響のある商店街の商店	運転資金	1,000	3年以内(6ヵ月以内)	1.60	金融機関所定の扱い		北陸銀行 北陸銀行 富山第一銀行 福井銀行 北陸信用金庫 金沢信用金庫 鶴来信用金庫	市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	下水道普及促進課・ 道路課・都市計画課・ 料金業務課	
	都市計画事業設備資金	市街地再開発事業、都市計画街路事業で建築・取得する者	建築取得資金	15,000 (費用の40%以内)	耐火建築物 15年以内(6ヵ月以内) その他の建築物 12年以内(6ヵ月以内)	1.60				市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	都市計画課	
	公害防止施設整備資金	公害の発生を防止するための施設を整備する中小企業者・組合	公害防止施設資金	個人・会社 組合 5,000 10,000	5年以内(6ヵ月以内)	1.60				市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	環境企画課	
	防火設備等整備資金	防火区域内における消防用設備をする者	消防用設備資金	一定施設 10,000 20,000	5年以内(6ヵ月以内) 一定施設 10年以内(6ヵ月以内)	1.60				消防長の適格証明書を添えて取扱金融機関	消防本部 予防課	
	下水道宅内工事促進資金	農業集落排水処理区域内での便所等の改造をする者	改造資金	1,600	5年以内	1.05				小松市農業協同組合	市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	農務課
	水洗便所改造資金	既設の便所を水洗便所に改造する者	改造資金	700	4年以内	無利子				連帯保証人 1名	下水道普及促進課	下水道普及促進課

※融資利率は、市場金利の動向等により変更することがあります。

小松市中小企業金融制度一覧表（その2）

平成15年6月1日現在

	制度名	融資対象	資金用途	融資条件					取扱金融機関等	融資申込先	所轄課
				限度額(千円)	期間(内据置期間)	利率(年)%	担保	保証人			
労働関係	勤労者育児・介護休業生活資金	育児・介護休業取得中の者で育児・介護休業期間終了後復職することが確実な者	生活資金	1,000	5年以内 (500千円以下の場合は3年以内)	1.00	連帯保証人	1名	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課
	(労働者生活資金)	労働組合組織に加入している者	住宅・生活資金	住宅生活 100,000 5,000	住宅生活 (教育ローン) 35年以内 10年以内 15年以内	変動 2.275~2.375 固定 1.50~2.90 その他 1.30~1.40	住宅資金 有 生活資金 無	協会保証付 により原則 不 要	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課
	(労働者福利厚生資金)	上記を除く勤労者	住宅・生活資金	住宅生活 70,000 5,000	住宅生活 (教育ローン) 35年以内 10年以内 15年以内	変動 2.275~2.375 固定 1.50~2.90 その他 1.30~1.40	住宅資金 有 生活資金 無	協会保証付 (場合により 保証人要)	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課
	勤労者小口資金	市内に1年以上在住し、同一事業所に1年以上勤務しており、扶養家族を有する勤労者	生活資金	1,000	3年以内	2.50	無	取扱金融機関所定の扱い	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課

県に協調している制度

経営安定支援	追認小口事業資金	商工会議所会員又は経営指導を受けている者で従業員40名以内	事業資金	15,000	設備 7年以内 (1年以内)	1.60	無	金融機関所定の扱い	原則として市指定の金融機関	商工会議所経由のう え取扱金融機関	県経営支援課
		特別小口 小規模事業者(従業員20名以内(商業・サービス業5名以内))	事業資金	12,500	運転 5年以内 (1年以内)		無	無			
新規立地企業等の支援	企業立地促進資金	県の指定する工場適地等に立地する企業で雇用増、下請への波及効果のある者	設備資金	500,000 (投資額の3分の2以内)	10年以内 (2年以内)	1.50	金融機関所定の扱い	商工中金・北國・北陸・福井・富山第一・福邦銀行、信用金庫、みずほ・三井住友・UFJ	知事の認定書を添えて取扱金融機関	県産業立地課	

その他の団体に協調している制度

機械与設備支援	鉄工協会延払機械設備貸与資金	中小企業者、協同組合等の共同事業施設。機械金属、電機電子工業等に使用する設備等	機械貸与資金	60,000	7年以内(借入年度内)	2.75	頭金10% 無	2名以上	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会
				特認 80,000							

※融資利率は、市場金利の動向等により変更することがあります。

【問合せ先】

小松市商工振興課	0761-24-8074	小松市環境企画課	0761-24-8067	小松商工会議所	0761-21-3121
小松市下水道普及促進課	0761-24-8097	小松市消防本部予防課	0761-20-2708	石川県経営支援課	076-225-1522
小松市都市計画課	0761-24-8099	小松市農務課	0761-24-8079	石川県産業立地課	076-225-1516
小松市道路課	0761-24-8085			北陸労働金庫	0761-22-3342
小松市料金業務課	0761-24-8114			(社)石川県鉄工機電協会	076-268-0121

加賀市中小企業金融制度一覧表（その1）

平成15年4月1日現在

	制度名	融資対象	資金使途	融 資 内 容					取扱金融機関	融資申込先 (受付期間)	所管課		
				限 度 額(千円)	期 間(うち据置期間)	利 率	担 保	保証人				保証料率	
商 工 業 振 興 資 金	小口事業資金 (県と協調)	商工会議所の会員又はそれらの経営指導を受けている者であって小規模企業者(従業員40人以内(商業・サービス業10人以内))等	設備資金 運転資金	15,000 無保証人の場合 12,500	設備 7年以内 (1年以内) ----- 運転 5年以内 (1年以内)	1.600%以内	金融機関の所定の扱いによる		有担保 0.71% 無担保 0.74% 特別小口 0.50%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店	商工会議所を経由のうえ、取扱金融機関(随時)	観光商工課	
	新規開業事業 転業資金	1年以上市内に在住し、新規に開業、事業の転換又は拡大しようとする中小事業者で別に定める要件を具備している法人又は個人	設備資金 運転資金	10,000 (事業費の2/3以内)	設備 7年以内 (1年以内) ----- 運転 5年以内 (1年以内)	1.714%以内	県信用保証協会の所定の扱いによる	1名以上 (法人の場合は代表者を含め2名以上)	有担保 0.95% 無担保 1.05%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内及び山中町各支店	商工会議所を経由のうえ、取扱金融機関(随時)		
			設備資金 運転資金		設備 10年以内 (1年以内) ----- 運転 7年以内 (1年以内)								
	組合強化資金	商工会議所の会員である組合、組合員	設備資金 運転資金	組 合 50,000 組合員 20,000	設備 7年以内 (1年以内) ----- 運転 5年以内 (1年以内)	1.800%以内	金融機関の所定の扱いによる		・組合は県信用保証協会、組合員は、これに加賀市転貸保証協会を加えたいずれかの保証を付する。	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内及び山中町各支店、商工中金金沢支店	取扱金融機関(随時)		
	企業立地 促進資金	○加賀市産業条例の助成対象となる右記の施設に係る設備投資		ア 工場・物流加工施設 イ 研究所・ソフトウェア業等の事業所 ウ 保養施設 エ 高度化事業を実施する組合 オ 産業振興に係る施設									
		①ア～ウ、オのうち県の地域総合整備資金の貸付を受ける者	設備資金	500,000 (事業費の2/3以内)	15年以内 (3年以内)	1.425%以内	金融機関の所定の扱いによる		金融機関の所定の扱いによる		北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内及び山中町各支店		市長の認定書を添えて取扱金融機関(随時)
		②ア～オの設置	設備資金	300,000 (事業費の2/3以内)	10年以内 (2年以内)	1.450%以内	金融機関の所定の扱いによる		有担保 1.25% 無担保 1.35%				
		石川県企業立地促進融資制度対象者(県と協調)	設備投資	500,000 (事業費の2/3以内)	10年以内 (2年以内)	1.500%以内	金融機関の所定の扱いによる		有担保 0.91% 無担保 0.94%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、商工中金	知事の認定書を添えて取扱金融機関(随時)		
	商店街 振興資金	①地域商店の特性を活かす商店街振興事業を行う振興組合等 ②①に係る組合員で卸売・小売・飲食及びサービスを営む者	設備資金	① 100,000 (投下固定資産額の2/3以内) ② 30,000 (投下固定資産額の1/2以内)	10年以内 (2年以内)	1.450%以内	金融機関の所定の扱いによる		有担保 1.25% 無担保 1.35%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内及び山中町各支店	市長の認定書を添えて取扱金融機関(随時)		
			運転資金	① 30,000 ② 10,000	5年以内 (1年以内)								
製造加工業 振興資金	日本標準産業分類大分類に規定する製造業者	設備資金	30,000 (事業費の2/3以内)	7年以内 (2年以内)	1.800%以内	金融機関の所定の扱いによる		有担保 1.25% 無担保 1.35%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内及び山中町各支店	市長の認定書を添えて取扱金融機関(随時)			
		運転資金	10,000	5年以内 (1年以内)									

加賀市中小企業金融制度一覧表（その2）

平成15年4月1日現在

	制度名	融資対象	資金使途	融 資 内 容						取扱金融機関	融資申込先 (受付期間)	所管課
				限 度 額(千円)	期 間(うち据置期間)	利 率	担 保	保証人	保証料率			
商 工 業 振 興 資 金	中 小 企 業 季 節 資 金	中小企業者	運転資金	5,000	6ヵ月以内	1.650%以内	金融機関の所定の扱いによる		—	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内及び山中町各支店	取扱金融機関 (盆：6/15～8/31) (年末：11/1～12/30)	観光商工課
	観 光 振 興 資 金	旅館業者又は旅館業者を構成員とする組合員	設備資金	30,000	10年以内 (2年以内)	1.600%以内	金融機関の所定の扱いによる		有担保 1.25% 無担保 1.35%	商工中金金沢支店	取扱金融機関 (随時)	
			運転資金	15,000	5年以内 (1年以内)		金融機関の所定の扱いによる		有担保 1.25% 無担保 1.35%			
民 宿 整 備 資 金 (県 と 協 調)	①県民宿協会の会員 ②県民宿協会の推薦を受けた者	設備資金	10,000	10年以内 (1年以内)	1.500%以内	金融機関の所定の扱いによる		有担保 1.25% 無担保 1.35%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、商工中金	取扱金融機関 (随時)		
勤 労 者 福 祉 向 上 資 金	勤 労 者 生 活 安 定 小 口 資 金	勤労者	生活資金	1,000	3年以内	2.500%以内	金融機関の所定の扱いによる	1名以上	未組織労働者 0.88%	北陸労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関 (随時)	観光商工課
	育 児 ・ 介 護 休 業 資 金	育児・介護休業取得者	生活資金	1,000	5年以内	1.000%以内	金融機関の所定の扱いによる	1名以上	未組織労働者 0.88%	北陸労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関 (随時)	
	消 費 生 活 協 同 組 合 資 金	消費生活協同組合	設備資金 運転資金	1,000 9,000	7年以内 1年以内	2.600%以内 1.900%以内	金融機関の所定の扱いによる		—	北陸労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関 (随時)	
環 境	公 害 防 止 施 設 整 備 資 金	公害防止施設を設置しようとする者	設備資金	10,000	10年以内 (1年以内)	1.700%以内	金融機関の所定の扱いによる	—	金融機関所定の扱いによる 信用保証一般枠	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店	市長の認定書を添えて取扱金融機関 (随時)	環境安全課
他 団 体 の 制 度 金 融	※ 延 払 い に よ る 機 械 設 備 貸 与 資 金	(社)石川県鉄工機電協会の会員	設備資金	60,000 (特別枠 80,000)	7年以内 (貸与年度内)	2.750%以内 (利子補給 0.5%)	—	連帯保証人 2名以上	対象機械価格額の 10%相当額	(社)石川県鉄工機電協会	(社)石川県鉄工機電協会 (協会で定める期間)	観光商工課
	※ 労 働 者 福 利 厚 生 貸 付 資 金	担保力の乏しい労働者 (未組織労働者)	生活資金 住宅資金	指定金融機関の定める 貸出限度額に同じ	5年～25年以下	生活 8.90% 住宅 ～2.53%	—	連帯保証人 1名以上	無担保 0.88%以内 有担保 0.18%以内	労働者信用基金協会	北陸労働金庫大聖寺支店	
	※ 勤 労 者 貸 付 金	組織労働者	生活資金 住宅資金	指定金融機関の定める 貸出限度額に同じ	5年～25年以下	生活 8.90% 住宅 ～2.53%	金融機関の所定の扱いによる	連帯保証人 1名以上	—	北陸労働金庫大聖寺支店	北陸労働金庫大聖寺支店	

加賀市役所 地域支援部観光商工課 TEL 0761 - 72 - 7900
環境安全課 TEL 0761 - 72 - 7890

松任市中小企業金融制度一覧表

平成 15 年 4 月 1 日現在

制度名	融資対象	資金用途	融資条件					融資申込先
			限度額	返済期間	利率	返済方法	担保・保証人	
中小企業 経営安定資金	商工会議所の会員若しくは経営指導を受けている中小企業者	(事業資金) 事業経営の安定及び合理化	1企業 1,500万円以内 1組合 1,500万円以内 (特認) 3,500万円以内	(運転資金) 5年以内 (据置期間6カ月以内) (設備資金) 7年以内 (据置期間1年以内)	年1.60%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所) 会頭の認定書を添えて取扱 金融機関
中小企業 特別支援融資資金	商工会議所の会員若しくは経営指導を受けている中小企業者で最近3ヵ月又は6ヵ月の売上が前年又は2、3年前の同期に比較して減少している者	(運転資金) 事業経営の安定及び合理化 ※代替は不可	1企業 1,500万円以内	7年以内 (据置期間1年以内)	年1.20%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所) 会頭の認定書を添えて取扱 金融機関
中小企業季節資金	市内において引き続き1年以上同一の事業を営んでいる中小企業者	(運転資金) 夏季及び年末年始の資金 需要	1企業 500万円以内	6カ月以内	年1.65%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(取扱金融機関) 申込期間 夏季 6/15～8/31 年末年始 11/1～12/30
店舗近代化資金	商工会議所の会員若しくは経営指導を受けている中小企業者(卸売業、小売業及びサービス業を営んでいる者)	(設備資金) 店舗の新築、改築、増築 及び店内施設の設置事業 並びに顧客用駐車場(用地 取得費を除く)の整備	1企業 1,000万円以内	7年以内 (据置期間1年以内)	年1.40%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所) 会頭の認定書を添えて取扱 金融機関
企業体質改善資金	市内に事業所(製造業)を有し1年以上引き続き同一事業を営む中小企業者	(設備資金) 機械設備の設置及び生産 設備を建設するもの	1企業 1,500万円以内 1組合 2,000万円以内 (いずれも総事業費の3/4以内)	7年以内 (据置期間1年以内)	年1.60%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市商工観光課) 市長の認定書を添えて取扱 金融機関
誘致工場建設資金 (一般分)	松任市における工場立地の促進に関する条例第3条に定める企業又は市長が特に認める企業の代表者	(設備資金) 基準内用地の取得費又は 基準内工場の新設若しくは 増設	1企業 1億円以内 (総事業費の2/3以内)	10年以内 (据置期間2年以内)	年1.70%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市経済振興課) 市長の認定書を添えて取扱 金融機関
中小企業創業者 支援融資資金	①信用保証協会の保証の対象となる業種の中 小企業を市内で創業するために具体的な計 画を有する者 ②中小企業を市内に創業して1年に満たない者	(事業資金) 開業に必要な資金	1企業 1,000万円以内	10年以内 (据置期間2年以内)	年1.40% 45歳以上 の開業者 年1.20%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市商工観光課) 市長の認定書を添えて取扱 金融機関

羽咋市中小企業金融制度一覧表

平成15年4月1日現在

制度名	ご融資対象事業等	融 資 内 容								
		ご融資対象者	ご融資額	融資期限	返済方法	利 率	利子補給額	担保・保証人	信用保証	取扱金融機関
羽咋市経営支援融資および同利子補給金	羽咋市内に住所又は事業所を有し、原則として、1年以上継続して同一の事業を営んでいる方。	経営支援融資を受けられた方で、最近3カ月間の平均売上（生産）額が前年同期の月平均売上（生産）額に比して一定割合10%以上又は6カ月平均5%以上減少している方	運転資金 1,000万円以内 設備資金 1,500万円以内	運転資金 5年以内 （据置1年以内） 設備資金 7年以内 （据置1年以内）	元金均等返済	年1.6% ただし、毎年9月末日に利率を見直す。	融資額の1%以内	取扱金融機関所定による。	取扱金融機関所定による。ただし、信用保証協会の倒産関連別枠保証を受けられる場合は、信用保証制度に基づく認定等が必要です。	北國銀行羽咋支店 北陸銀行羽咋支店 興能信用金庫羽咋支店 能登信用金庫羽咋支店

〈申込期間〉平成16年3月31日まで

〈受付窓口〉

- 1、申し込み受付窓口は、取扱金融機関です。
- 2、申し込み用紙等は、市商工観光課・商工会及び取扱金融機関の窓口にあります。
- 3、申し込み用紙の記載要領は、市または商工会の窓口でもご相談に応じます。
- 4、その他、次の書類等が必要となります。
 - (イ) 最近の決算書あるいは営業報告書（直近のもの）
 - (ロ) 印鑑証明（3カ月以内）
 - (ハ) 住民票又は登記簿抄本（法人）
 - (ニ) 利子補給金を受けようとする方は売上（生産）額が減少していることを証するもの
 - (ホ) その他金融機関所定の書類

七尾市中小企業金融制度一覧表

平成 15 年 4 月 1 日現在

融資制度名	融資対象	資金使途	融 資 内 容								
			限度額(千円)	貸付(据置)期間	利 率	返済方法	担 保	保証人	指定金融機関	問い合わせ先	
追認保証小口事業資金 (県と協調)	市内に事業所を有し、1年以上引き続き同一の事業を営んでいる小規模事業者(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)	運 転 資 金	15,000	運転 5年以内	1.60%	月賦償還	要せず	1名以上			
		設 備 資 金	12,500	設備 7年以内	保証料0.5%	一括償還		要せず			
中 小 企 業 振 興 資 金	店舗改装資金	市内に引き続き1年以上同一の事業を営む卸小売業者(資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が50人以下。)	5,000	7年以内 (12ヶ月限度据置)	1.60%	月賦償還	要せず (付保の場合は指定金融機関の取扱いによる)	1名以上	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 富 山 第 一 銀 行 能 登 信 用 金 庫 興 能 信 用 金 庫	左記指定金融機関 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所	
	観光施設整備資金	市内に旅館施設を有する者。土産品の製造販売を1年以上営む者(資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が100人以下。)									
	機 械 設 備 近 代 化 資 金	市内に引き続き1年以上同一の事業を営む工業者(資本の額又は出資の総額が1億円以下。従業員が300人以下。)									
	経 営 安 定 資 金	市内に住所・事業所を有し、1年以上同一場所で同一事業を営む者(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)	5,000	5年以内 (12ヶ月限度据置)	1.60%	月賦償還 一括償還					
	高 度 化 資 金	共 同 施 設 設 置 資 金	事業協同組合、事業共同小組合、商工組合、商店街振興組合、環境衛生同業組合、企業組合、協業組合	30,000	10年以内 (12ヶ月限度据置)	1.60%	月賦償還 半年賦償還	商工中金の取扱いによる	商工中金の取扱いによる	商工中金	商工中金金沢支店 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所
		工 場 集 団 化 共 同 化 資 金	事業協同組合、事業共同小組合、企業組合、協業組合								
店 舗 等 集 団 化 資 金		事業協同組合、事業共同小組合(資本の額又は出資の総額が1,000万円以下。従業員が50人以下。)									
商 店 街 近 代 化 資 金		事業協同組合、事業共同小組合、商工組合、商店街振興組合									
小 売 商 業 店 舗 共 同 化 資 金		事業協同組合、事業共同小組合、中小小売業者による会社									
辺 地 産 業 育 成 資 金	市内に住所を有し、1年以上辺地地域において同一事業を営む者(石川県信用保証協会の保証対象業種)	5,000	5年以内 (12ヶ月限度据置)	1.60%	月賦償還	要せず (付保の場合は指定金融機関の取扱いによる)	1名以上	能登信用金庫	商工中金金沢支店 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所		
延 払 機 械 設 備 貸 与 資 金	市内の中小企業を中心に鉄工業界の構造改善のための設備を県鉄工機電協会が購入し貸与		1企業 60,000 (特) 80,000	7年以内 (12ヶ月限度据置)	0.90%	貸付の翌年度から均等償還	無担保機械の所有権は完済後所有権移転	2名以上	(社)石川県鉄工機電協会	(社)石川県鉄工機電協会	
観 光 施 設 整 備 資 金	一 般 事 業	市内の旅館業を営業者で、原則として1年以上引き続きその事業を営んでいる者	50,000	10年以内 (3年据置)	1.70%	月賦償還	指定金融機関の取扱いによる	指定金融機関の取扱いによる	北 國 銀 行、北 陸 銀 行、 富 山 第 一 銀 行、 能 登 信 用 金 庫、興 能 信 用 金 庫、 商 工 中 金	左記指定金融機関 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所	
	特 別 事 業	市内の旅館業を営業者で、原則として1年以上引き続きその事業を営んでいるものであって、石川県地域総合整備資金の貸付を受ける者	300,000	15年以内 (3年据置)	1.50%	月賦償還					
中 小 企 業 創 業 者 支 援 資 金	市内に事業所を開業する者で、原則として引き続き1年以上市内に居住する者(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)	運 転 資 金 設 備 資 金	10,000	運転 5年以内 設備 7年以内	1.60%	月賦償還 一括償還	指定金融機関の取扱いによる	指定金融機関の取扱いによる	北 國 銀 行、北 陸 銀 行、 富 山 第 一 銀 行、能 登 信 用 金 庫、 興 能 信 用 金 庫	左記指定金融機関 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所	

輪島市中小企業金融制度一覧表

平成15年4月1日現在

制度名	融資対象者	融 資 条 件					信用保証		取扱金融機関	
		使 途	融資限度額(千円)	返済期間	融資利率(年)	担 保	保証人	付 保 保証料		
追 認 保 証 小 口 事 業 資 金	輪島商工会議所の会員又はその経営指導を受けている者で、従業員40名以内(商業・サービス10名以内)であり市税を滞納されていない者	運 転 設 備	15,000 無保証人の場合 12,500	運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内)	1.60%以内	原則として無担保	必 要	必 須	有担保の場合 0.71% 無担保の場合 0.74%	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 興 能 信 用 金 庫 富 山 第 一 銀 行 能 登 信 用 金 庫
輪 島 市 中 小 企 業 経 営 安 定 資 金 (輪 島 市 制 度)	輪島市内において1年以上引き続き同一の事業を営み、商工会議所会員又はその経営指導を受けている中小企業者で、市税を滞納されていない者	運 転	20,000 特別融資枠 2,000	5年以内 (据置5ヶ月以内) 5年以内 (据置12ヶ月以内)	1.60%以内	金融機関所定の扱い	金 融 機 関 所 定 の 扱 い	任 意	有担保の場合 1.25% 無担保の場合 1.35%	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 興 能 信 用 金 庫 富 山 第 一 銀 行 能 登 信 用 金 庫
		設 備	10,000	8年以内 (据置8ヶ月以内)						
石 川 県 民 宿 整 備 資 金	県民宿協会の会員 県内で民宿を営む者並びに民宿を経営しようとする者で、県民宿協会の推薦を受けた者	設備資金	10,000	10年以内 (据置1年以内)	1.50%以内	金融機関所定の扱い	必 要	任 意	有担保の場合 1.25% 無担保の場合 1.35%	県指定金融機関

※利用促進策

輪島市中小企業経営安定資金の利用者は、平成14年度・15年度の新たな融資申込者(借替含む)に限り0.35%の利子補給を行っています。

珠洲市中小企業金融制度一覧

1. 利子補給金（珠洲市中小企業経営安定利子補給金）14年度限り

次の資金（運転・設備）の融資を既に受けられている方で、平成14年3月末日現在で融資残高が残っている方について下記の助成が受けられます。

対象者	中小商工業者
補助額	<ol style="list-style-type: none"> 1 利子補給金額は、融資合計残高の平成14年3月末日約定残高をもとに、毎月の償還後残高に0.5%を乗じて得た金額の12ヵ月分の合計額を上限として補給する。 2 国民生活公庫小企業等経営改善融資（マル経資金）については、新規借入れに対して利子補給するものとする。 3 補給対象期間は平成14年度限りとする。ただし、国民生活金融公庫小企業等経営改善融資（マル経資金）は借入れから12ヵ月分補給するものとする。 4 延滞があった場合は、延滞の期日の前の月までを計算し、補給するものとする。
取扱期間	平成14年4月1日～平成15年3月17日

※対象となる制度融資等についてはご相談ください。

2. 信用保証料補給金（珠洲市中小企業経営安定保証料補給金）14年度限り

次の資金（運転・設備）の融資を平成14年4月以降に受けたとき、石川県信用保証協会へ支払った信用保証料について下記の助成が受けられます。

対象者	中小商工業者
補助率	信用保証料の50%
取扱期間	平成14年4月1日～平成15年3月17日

※対象となる制度融資等についてはご相談ください。

3. 融資制度（珠洲市緊急経営融資助成資金）14年度限り

長期にかつ低利な資金を円滑に供給することを目的に、平成14年度新規に市独自の融資制度の創設を行います。

①融資対象	<p>珠洲市内に事業所を有し、原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる中小企業者及び当該中小企業者を構成員とする組合であって、次のすべての要件に該当するものとして珠洲商工会議所が認定したものとする。</p> <p>ア 最近3ヶ月間の月平均の売上高が前年同期の月平均の売上高と比較して増加していないこと。</p> <p>イ 今後、中長期的に業況の回復が見込まれること。</p> <p>ウ 申込時点で市税の滞納をしていないこと。</p>
②資金用途	経営の安定に必要な運転資金
③融資限度額	10,000千円
④融資期間	7年以内（うち据置き1年以内）
⑤融資利率	1.80%（経済状況により変動する場合があります。）
⑥担保・保証人	金融機関所定の扱い
⑦信用保証	任意（1.0%）
⑧融資形式	証書貸付
⑨返済方法	元金均等月賦償還
⑩取扱期間	平成14年4月1日～平成15年3月17日

第3回中央会女性部通常総会開催される

中央会女性部の第3回目の通常総会が5月21日（水）ホテル日航金沢において、来賓として石川県中小企業団体中央会 五嶋耕太郎会長、河内 宏専務理事を迎え、35人の出席者のもと開催されました。

総会は、須谷正代副会長の進行により開催、山岸淑子会長の挨拶のあと、来賓紹介があり、議長に山岸会長を選任し、第一号議案「平成14年度事業報告書、収支決算書並びに剰余金処分（案）承認の件」、第二号議案「平成15年度事業計画書（案）並びに収支予算書（案）承認の件」、第三号議案「平成15年度経費の賦課並びに徴収方法決定の件」、の三議案が上程され、すべて原案どおり承認可決されました。

総会に引き続き、中央会 五嶋耕太郎会長より、“漆”の歴史、日本と中国の歴史文化の関わり、そして輪島の漆器業界のことなどについての講和がなされ、出席者は石川県の伝統産業、「漆器」に対する教養を深めることができたようです。

また、その後、和気藹々の雰囲気の中、昼食を兼ねての交流会が開催されました。

□平成15年度事業計画

1. 通常総会（1回：5月21日）、役員会の開催（4回：4月、9月、12月、2月）
2. 女性経営者能力開発事業
 - ◎各種研修会の開催……企業経営及び組合活動の発展に寄与するため、女性経営者等を対象に研修会を開催する。
 - 5回（金沢地区3回、加賀地区1回、能登地区1回）
3. 組合女性部連携強化事業
 - ①組合女性部交流会……組合女性部の相互啓発と連携強化を図ることを目的に交流会を開催する。
 - 2回（加賀地区1回、能登地区1回）
 - ②各県中央会女性部及び女性部との交流会参加
4. 組合女性部啓蒙推進事業
 - ①組合女性部懇談会……女性部未組織組合に対して、組合女性部の啓蒙普及組織化を促進することを目的に懇談会を開催する。
 - 2回
 - ②情報提供事業………会員相互の情報交換を行うとともに、県中央会、その他関係機関から情報収集を行い会員への情報提供を行う。
5. ネットワーク構築事業
 - 会員及び会員構成員の連携並びに事業を展開するうえで有効な情報網の構築を行うことを目的にインターネットホームページの充実強化を図る。
6. 福利厚生事業
 - 会員の福利厚生及び連携を図るため各種事業を開催する。
7. その他の事業
 - ①会員事業への協力・参加
 - ②その他



山岸会長の挨拶



総会風景

第27回 青年中央会通常総会開催される

平成15年度青年中央会通常総会が6月5日（木）午後5時からホテル日航金沢において96人の出席者のもと開催されました。

総会は、藤井公祥理事の司会進行により開催、長池 正会長の挨拶のあと、来賓紹介があり、議長に長池会長を選任し、第一号議案「平成14年度事業報告書、収支決算書並びに剰余金処分（案）承認の件」、第二号議案「平成15年度事業計画書（案）並びに収支予算書（案）承認の件」、第三号議案「平成15年度経費の賦課並びに徴収方法決定の件」の三議案が上程され、すべて原案どおり承認可決されました。

総会に引き続き、初の試みとなるビジネス（おしごと）交流会が行われ（下の記事）、そのご懇親交流会が行われ盛会のうちに無事終了しました。



長池会長の挨拶



総会風景

ビジネス（おしごと）交流会開催される

ビジネス（おしごと）交流会は総会終了後、午後5時45分から行われ、まず、基調講演として株式会社北陸経営 経営支援部長 荒木泰之氏から「これからの時代においてビジネスチャンスをつかむには」と題して、こういった交流会から実際に商談が成立した実例等をお話いただきました。

続いて、ビジネス（おしごと）交流会へと移り、会場内の出展者による11のブースには、パンフレットや商品などが並べられ、青年中央会は異業種の集まりであり、参加者は様々な業種の各ブースを見て回り、出展者と懇談するなど、新たなビジネスチャンスを模索するいい機会になったようです。



基調講演会



ビジネス（おしごと）交流会の様子

平成 15 年度 中央会事務局体制

平成 15 年度の中央会事務局体制です。主な担当業務、業種について紹介します。

- ◆◆専務理事 河内 宏
- ◆◆事務局長 近藤 保夫 【主な担当業務】
 - ・企画調整事業（企画委員会）
- ◆◆事務局次長 吉川 達彦 【主な担当業務】
 - ・企画調整事業（総務委員会、組織委員会、経済委員会、東海北陸・三県ブロック会議、八市との懇談会、三公庫との懇談会）
 - ・調査事業（全国中央会、他機関等）
 - ・中小企業活力強化集会
- ◆◆担当次長 西 祥一郎 【主な担当業務】
 - ・巡回指導計画
 - ・多角的連携組織開発支援事業
 - ・官公需（全般）
 - ・中部経済産業局管内官公需適格組合連絡協議会
 - ・小企業者組合特別講習会、組合研究集会、モデル組合助成
 - ・休眠組合実態調査
 - ・石川県中小企業団体事務局協議会
- ◆◆担当次長 中村 吉孝（兼 情報企画課長）
- ◆◆プロジェクト推進室
 - ◎共済担当 上田 滋範 【主な担当業務】
 - ・各種共済制度推進事業
 - ・労働事情実態調査（調査）
 - ・調査研究事業（金融の手引き）
 - ◎ビジョン担当 平良 亘 【主な担当業務】
 - ・中央会 21 世紀ビジョン推進
 - ・組合特定問題実態調査
 - ・組合自主研修事業
 - ・組合資料収集加工事業
 - ・中小企業産業別新世紀支援指針策定事業
 - ・労働事情実態調査（集計分析）
 - ・社団法人中小企業診断協会石川県支部
- ◆◆総務課
 - 課長 河村 幸信 【主な担当業務】
 - 課長補佐 吉田 貴
 - ・職員サービス、給与、庶務一般
 - 係長 保志場千秋
 - ・予算、決算、補助金、会計
 - 主事 元木 康博
 - ・総会、理事会、監事会
 - 主事 梶川 嘉彦
 - ・調査研究事業（組合実態調査）
 - ・指導員職員資質向上等研修事業
 - ・人材養成事業（組合士含む。）
 - ・厚生事業（ゴルフ大会等）
 - ・表彰
 - ・個別専門指導
 - ・会員加入・脱退等データ管理
 - ・倒産防止共済

◆◇情報企画課（担当業種：建設、木材・木製品、家具・装備品、窯業・土石、運輸、通信、金融・保険、サービス、異業種、信用組合、生活衛生同業組合）

- 課長 中村 吉孝 【主な担当業務】
 （担当次長兼任）
- ・組合特定問題懇談会
 - ・組合情報ネットワーク化事業
 - ・組合指導情報整備事業
 - ・中央会間情報ネットワーク運営事業
 - ・中小企業情報創造発信強化支援事業
 - ・組合情報化現地指導
 - ・組合情報化推進研修事業
 - ・組合情報化促進企画調査事業
 - ・集中指導事業（エネルギー環境対応）
 - ・組合活性化情報提供事業
 - ・中央会会報等発行
 - ・環境適応対策事業
 - ・制度金融普及事業
 - ・全国大会
 - ・石川県中小企業青年中央会
 - ・協同組合活動状況実態調査事業

◆◇組織振興課（担当業種：農林水産、繊維、衣服、鉄鋼、金属、機械、出版・印刷・同関連産業、伝統産業、食料品製造、その他製造、小売、卸売、商店街振興組合）

- 課長 広沢 昇一 【主な担当業務】
 課長補佐 深見 正裕
- ・集中指導事業（組織化推進）
 - ・活路開拓ビジョン調査事業（一般枠）
 - ・活路開拓ビジョン実現化事業（品質向上枠）
- 係長 古谷 瑞木
 係長 見谷 貴夫
 主事 表 真美
- ・創業支援アライアンス事業
 - ・多角的連携指導強化事業
 - ・多角的連携組織指導事業
 - ・情報連絡員、景況調査
 - ・近代化促進事業
 - ・管理者等講習会
 - ・組合マーケティング強化対策事業
 - ・中小企業イメージ改善促進対策事業
 - ・金融指導事業
 - ・小規模、産地組合振興対策
 - ・組合交流促進事業
 - ・組合特定問題研究会
 - ・経営改善指導事業
 - ・労働指導事業
 - ・求人情報提供事業
 - ・特定分野組織化推進事業（運営指導、組織化指導）
 - ・地域雇用開発支援事業
 - ・地域商業ネットワーク受注システム企画促進事業
 - ・高度化推進事業
 - ・協同組合国際化推進事業
 - ・石川県中小企業団体中央会女性部
 - ・共済制度推進

第55回 中小企業団体全国大会(東京都)のご案内

来る10月30日(木)、第55回中小企業団体全国大会が東京都で開催されることになりました。本会といたしましては、全国大会をメインとした1泊2日のコースを企画いたしました。

記

- 期 間 平成15年10月30日(木)～31日(金)
- 大会開催日 平成15年10月30日(木)午後1時30分より
- 開催場所 渋谷公会堂
- 行 程 1泊2日

月 日	コ ー ス
10/30 (水)	<p>【小松空港集合時間・場所】8:40 A.M.、小松空港1階・日本航空カウンター前 小松空港(JAL142)(9:30発) → 羽田空港(10:35着)</p> <p>羽田東急ホテル(昼食/和食)(11:20～12:10) → 首都高速道路</p> <p>第55回中小企業団体全国大会《渋谷公会堂》(13:00/13:30～16:30)</p> <p>首都高速道路 → 横浜市内(泊)(17:50頃)</p> <p>※夕食は、ホテルから徒歩7分、横浜中華街の老舗「聘珍楼」にて【食事/昼〇、夕〇】</p>
10/31 (金)	<p>ホテル(9:00発) → 建長寺《鎌倉五山第一位の風格を持つ巨刹》(10:20～11:10)</p> <p>鶴岡八幡宮《古都鎌倉のシンボル、鎌倉国宝館も併せて見学》(11:20～12:20)</p> <p>鎌倉御代川(昼食/和食、店内に鎌倉ゆかりの文人・画家の書画などを多数展示)(12:30～13:30)</p> <p>長谷寺《長谷観音》(13:40～14:10) → 横浜赤レンガパーク《明治時代建築の歴史的赤レンガ倉庫棟をリニューアルオープン》(15:30～16:20) → 横浜ベイブリッジ → 羽田空港(JAL149)(17:30/18:20発)</p> <p>→ 小松空港(19:20着) 【食事/朝〇、昼〇】</p>

※小松～羽田間は航空機利用。その他日程は貸切大型バス利用。※旅程については、事情により変更することがあります。
 ※宿泊先：30日 ザ・ホテルヨコハマ (⇒今秋、「ザ・ヨコハマホテル」と改称いたします)
 〒231-8526 横浜市中区山下町6-1 TEL 045-662-1321
 (山下公園すぐ近く。横浜中華街まで徒歩約6分。横浜港を一望できるオーシャンビューのお部屋をご用意。)

平成15年度海外視察研修の実施について(お知らせ)

海外視察研修につきまして、秋頃実施に向け計画しているところでありますが、中国をはじめ世界各地で感染が報告されているSARS(重症急性呼吸器症候群)の影響により海外渡航に関して十分な検討が必要になっている状況です。

中央会といたしましても感染地域を除くなど考慮し、研修先の選定を慎重に進めております。

～SARSに関するインターネットによる情報発信～

診断治療方法のみならず、発生状況や良く尋ねられるご質問への回答などが掲載されています。

- 厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/03/tp0318-1.html>
- 国立感染症研究所ホームページ
<http://idsc.nih.go.jp/others/urgent/update.html>
- 厚生労働省検疫所ホームページ(海外渡航者のための感染症情報)
<http://www.forth.go.jp>

中央会電子認証サービスがスタートしました

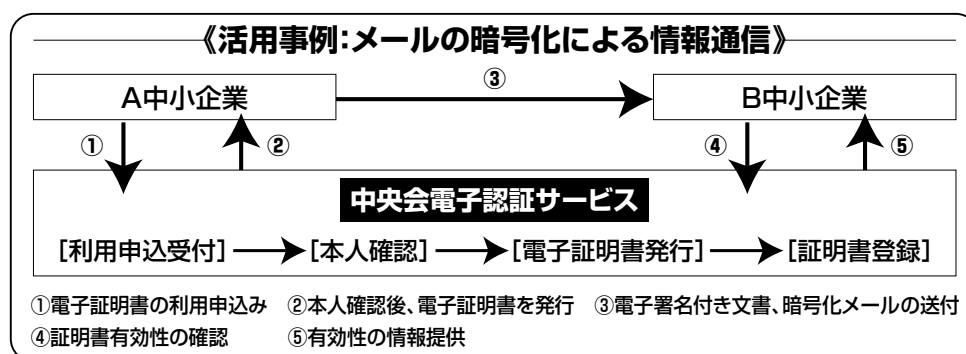
全国中小企業団体中央会では、6月より、「中央会電子認証サービス」をスタートしました。中小企業者がネット取引に乗り遅れることのないよう中小企業者向けの「電子証明書」を発行します。

- インターネット上の商取引や情報交換は、取引相手を確認しづらいという問題があり、電子文書の作成者を特定するための「電子認証」という仕組みが必要となります。
- 『中央会電子認証サービス』への申請費用は、5,250円（消費税込み。有効期間1年間）と中小企業者の負担の少ない価格で提供します。
- 全国中小企業団体中央会では、『中央会電子認証サービス』を通じて、中小企業者における電子商取引の拡大等を積極的に支援していきます。

○活用例

中央会電子認証サービスは、次のような場合にご活用いただけます。

- (1) 中小企業間等の電子商取引において、電子文書に電子署名を施すとともに電子証明書で取引相手の確認等を行い、商取引の安全性・信頼性を確保します。
- (2) 組合における共同事業に伴う取引文書等の電子化に電子署名を活用し、共同事業の効率化を図ります。
- (3) 組合の総会や理事会の電子化、組合運営の書類交換等の電子化を図ります。



○申込みの手続き

中央会は、申込みの受付を担当し、帝国データバンクにおいて、本人確認業務と電子証明書の発行及び管理を行います。

中央会電子認証サービスの申込みの手続きは、次の通りです。

- (1) 全国中央会のホームページの「中央会電子認証サービス」の画面から申込み用紙を出力して下さい。
- (2) 必要事項をご記入いただき、代表者印を押印の上、印鑑証明書を添付して郵送してください。
- (3) 申請費用（5,250円消費税込、有効期間1年間）をお振り込みいただきます。
- (4) ご入金を確認次第、帝国データバンクにおいて本人確認等の審査を行います。
- (5) 帝国データバンクより個人識別番号（PIN）を郵送します。
- (6) 受領したPINを用いて、帝国データバンクのサイトから電子証明書を取得していただきます。

○お問合せ先

全国中央会では、「中央会電子認証サービス」を通じて、中小企業者における電子商取引の拡大等を積極的に支援していきます。

本件に関するお問合せは、右記宛にお願いします。

全国中小企業団体中央会 情報部
〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19
TEL 03-3523-4906 FAX 03-3523-4910

計算書類の公開を支援します

～商法の規定に基づく貸借対照表の公開を全国中央会のホームページで！～

- 株式会社は、「貸借対照表又はその要旨」を「官報」又は「日刊新聞紙」で「公告」することが義務づけられていますが、平成14年4月1日から、この「公告」に代えて、「インターネット上での貸借対照表の公開」ができるようになりました（商法第283条第4項、第5項）。
- 有限責任の会社形態である株式会社は株主・債権者に対する閲覧謄写のほか、一般公衆（これから新たに取引関係に入ることを考えている者など）への計算書類の公開が不可欠の条件とされ、従来から「公告」が義務づけられていました（商法第283条第3項）。
- 自ら積極的に情報をオープンにして競争に臨むことが会社に対する評価を高め、新たな取引先の開拓、商機の拡大につながります。
- 官報又は日刊新聞紙による「公告」あるいはホームページでの「公開」により積極的にディスクロージャーに取り組むことが貴社の評価を高めます。
- これから自社ホームページを作成し貸借対照表を掲載する作業に手間をかけたくないという場合には、低廉な費用で全国中央会ホームページに掲載し、「公開」することができます（年間1件当たり10,000円消費税込み）。
- 「公告」か「公開」をしない場合には、100万円以下の科料に処せられることとなっています（商法第498条第1項）。

個別専門相談室開催のご案内

さて、このほど組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応するため、本会では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催することになりました。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象となります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。

相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

＝日 程＝

担当 総務課・元木まで（TEL 076-267-7711）

開催日	時間	内 容	専 門 相 談 員
7月14日(月)	10:00～12:00	税務・経営相談	税理士 坂井 昭 衛
8月18日(月)	13:00～15:00	法 律 相 談	弁 護 士 久 保 雅 史

＝場 所＝

石川県地場産業振興センター本館3階 石川県中小企業団体中央会 会議室

平成14年度 県内新設組合紹介

平成14年度、県内では7組合が新たに設立されました。ここでは、7組合の概要について紹介いたします。

組合名	業種	地区	組合員数	出資金(千円)	事務所所在地	代表者名
パシフィック協同組合	異業種	加賀市 小松市 江沼郡山中町	24	5,500	加賀市南郷町ヌ1番地1	山口 英機
小松能美建設業協同組合	建設業	小松市 能美郡	53	7,300	小松市上小松町丙63番地	橋本 俊映
せせらぎ通り商店街振興組合	商店街振興組合	金沢市片町	60	740	金沢市長田1丁目4番55号	田川 豊
協同組合 グローバル・ネット	異業種	金沢市、小松市 松任市、七尾市 輪島市 河北郡高松町 〃 七塚町 〃 宇ノ気町 羽咋郡富来町 珠洲郡内浦町 鳳至郡能都町	33	3,300	河北郡高松町字高松町ケ13番地7	三國進一郎
ケイワイズ事業協同組合	建設業	金沢市	9	2,000	金沢市直江町イ12番地	緩詰 清
輪島受注協同組合	異業種	輪島市	48	4,800	輪島市宅田町7字37番地	大積 善也
中能登産業開発協同組合	異業種	七尾市	12	1,070	七尾市国分町ウ部12番地1	中野 芳一

(設立登記順)

平成 15 年度 中央会関係年間行事予定

本年7月以降の、中央会関係行事予定についてお知らせいたします。時期が未定の行事や中央会事業等につきましては、その都度、郵送物及び中央会 HP 等にてお知らせします。

〈月〉	〈日〉	〈石川県中央会関係〉
7 月	8 日	東海・北陸ブロック中央会事務局代表者会議(愛知県)
	10 日	中央会合同求人説明会
		石川商工中金会通常総会
8 月		青年中央会ボウリング大会
9 月		第 18 回中央会ゴルフ大会
		総務・経済・組織各委員会
10 月		第 55 回中小企業団体全国大会(東京都 渋谷公会堂)
		青年中央会ゴルフ大会
		中小企業活力強化集会
	30 日	石川県中小企業団体事務局協議会 20 周年記念式典 東海・北陸ブロック中央会会長会議(富山県)
11 月		中小企業活力強化集会
		中央会海外視察研修(未定)
		第 4 回企画委員会
		8 市商工担当部課長との懇談会
		政府系三公庫との金融懇談会
12 月	中旬	平成 16 年度中央会予算要望(知事・関係部局)
	26 日	仕事納め
1 月	5 日	仕事始め
	下旬	平成 16 年度中央会補助事業ヒアリング
2 月	上旬	総務・経済・組織各委員会
	中旬	青年中央会県大会
3 月	中旬	第 5 回企画委員会
	中旬	合同委員会

中央会共済制度のご案内

石川県中小企業団体中央会では、企業経営者及び従業員の方が、職場において能力を十分に発揮できる環境作りの為、中央会共済制度を実施しております。会員皆様に中央会共済制度のご加入をお勧めしておりますが、制度の内容を詳しく知りたい方は、ご連絡下さいますようお願いいたします。

中央会共済制度の概要

☆ 従業員の有利な退職金のために

特定退職金共済制度

○掛金は全額事業主負担

1人あたり・月額掛金は、1口・1,000円～30口・30,000円まで。

○掛金は、全額損金または必要経費扱いとなります。

○退職時には、年金・一時金いずれかを従業員にお支払いいたします。

○中小企業退職金共済制度（中退金）との重複加入もできます。

☆ 経営者、家族従業員の退職金準備金として

経営者年金制度

○掛金は全額事業主負担

1人あたり・月額掛金は、1口10,000円～15口・150,000円まで。

○退職時には、年金（10年確定年金）、一時金いずれかを自由によびます。

☆ 有利で安全・積立貯蓄に・ゆとりある老後設計に

個人年金共済制度

○掛金は全額個人負担

1人あたり・月額掛金は、1口5,000円～20口・100,000円まで。

○掛金は、個人年金保険料控除の対象になります。

○お受取りは、年金・一時金のいずれかを自由によびます。

☆ 経営者・幹部従業員の大型保障

総合保障共済制度「総合保障プラン」

○断然安い掛金（集団扱）で、経済的な損失や安定した事業継続ができるプランです。

○ニーズに適した特約がセットでき、給付も万全です。

○税法上、大変有利な特典もあります。

☆ 新時代の経営者のための保険

オーナーズプラン

○I型Aタイプ（積立保険型）

・保障機能と積立て機能を備え、計画的な資産形成が可能であり退職金等の財源も確保できます。

- ・ 自在性の高い保障見直し制度により、常にニーズに合った保障の準備ができます。
 - ・ 保障機能部分の掛金は損金に算入できます。
 - ・ ガンで入院の場合、入院保障最高日額 40,000 円付加可能。
- Ⅰ型 B タイプ（終身型）
- ・ 一生涯にわたる終身保障の充実。
 - ・ 保険料払込期間終了後、年金や介護保障に切りかえる事もでき、退職慰労金の準備としてもご活用いただけます。
- Ⅱ型（特定疾病保障型）
- ・ 三大成人病（ガン・急性心筋梗塞・脳卒中）になられたとき保険金が受取れる。
 - ・ その他の原因により死亡・高度傷害のときも同額の保険金を受取れる。
- Ⅲ型（養老型）
- ・ 万一の場合の保険金と、満期保険金が同額のプラン
 - ・ 厚生保険として所定の要件を満たした場合は、保険料の 1 / 2 を損金に算入することが可能。
- Ⅳ型（定期型）
- ・ 掛金の全額または、一部を損金に算入でき、かつ豊富なキャッシュバリューにより、ご勇退時の退職慰労金の財源を準備できる。
 - ・ 責任の増大する経営者にふさわしい大型保障。
 - ・ 介護状態にも対応

☆ 火事・地震・落雷・台風などの災害から大切なお住まいや家財を守る保険

火災保険

- ・ 会員組合及び組合員・役員・従業員の方がご対象
- ・ 一般で加入するより 5% 割安
- ・ ご契約時キャッシュレスでご加入が簡単

☆ 会社並びに役員・従業員の大切なお車を守る保険

自動車保険

- ・ 会員組合及び組合員・役員・従業員の方がご対象
- ・ 一般で加入するより 5% 割安
- ・ ご契約時キャッシュレスでご加入が簡単
- ・ 業務用車両も対象

〈石川県中小企業団体中央会『共済推進室』〉
TEL 076 - 267 - 7711 FAX 076 - 267 - 7720
〈委託生命保険会社 三井生命北陸支社〉
TEL 076 - 263 - 3256 FAX 076 - 231 - 6110

なお、火災保険・自動車保険については、以下の損保会社にも委託しております。

- 日本興亜損害保険株式会社 TEL 076 - 222 - 8610
- 三井住友海上火災保険株式会社 TEL 076 - 223 - 9912
- あいおい損害保険株式会社 TEL 076 - 264 - 7811

中央会共済制度

おかげさまで

30周年



中央会共済は中小企業を応援します！

中央会共済30周年記念キャンペーン実施中!!

石川県中小企業団体中央会

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター
TEL.076-267-7711

[引受会社]

三井生命保険相互会社 北陸支社
〒920-0853 金沢市本町2-15-1 ボルテ金沢7F
TEL.076-263-3256